

【第26準備書面の要旨】2022・3・1

(はじめに) 本準備書面の目的

本準備書面においては、原告の損害に対する被告東電の準備書面(10)による反論及び求釈明に対する主張を述べる。

第1 損害A(避難に関する損害)について

1 反論(その1)・精神的損害の細分化について

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

(1) 反論①(要旨:精神的損害を「町民としての損害+町長としての損害」と2つに分けているが、分けるべきものではない。)について

・原告が「町民兼町長」であったことに伴うものであって、当然の区別である。

(2) 反論②(要旨:中間指針でも分けていない。)について

・町長としての職務上の損害が同指針に含まれていないとすれば、それは同指針が不合理であることを意味するだけであって、原告の主張の反論となり得るものではない。

(3) 反論③(要旨:分けた請求を認めなかった裁判例としての東京地裁判決)について

・同判決は理由齟齬の不当判決であって、反論の根拠となり得ないこ

2 反論(その2)・悪質性を根拠とする損害額の加算について

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

(1) 反論①(要旨:原賠法の仕組みに照らせば、故意又は重過失による加算は認められない。)について

・反論が憲法違反の失当なものであることは、既に原告第8準備書面において詳述しているとおりである。

(2) 反論②(要旨：上記反論①に沿う裁判例)について

・原賠法違反のみならず憲法違反の不当判決であって、反論の理由とはなり得ない

(3) 反論③(要旨：「長期評価」についての予見義務なし)について

・「長期評価」については当然に予見義務が認められるべきであり、反論が失当であることは、既に、被告らの第一次責任論に係る原告準備書面において詳述しているとおりである。

3 反論(その3)・・避難行動及び避難生活に係る損害額の算定方法について

反論は、交通事故の障害慰謝料との対比によるものであり、それが失当であることは、原告第18準備書面・10~12頁において詳述済みである。

4 反論(その4)・・町長在任期間中の損害額について

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

(1) 反論①(要旨：町長としての職務双葉町町長(町災害対策本部長)の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものである,)について

①本件事故は、天災ではなく、被告東電の重大な「過失」により起こされた「人災」であり、原賠法上、その賠償責任は、すべて、被告東電が負うべきこととなるのは当然である。

②そもそも、原子力災害対策は、本来であれば加害者としての事業者が実施すべきものであり、原災法上の被告国及び地方自治体の責務も、国民の生命、身体及び財産の保護のためであって、事業者の加

害者としての責務を軽減又は免責するものではないことは、原告第15準備書面（その1）第1章の「第4 基本的な理解（その4）・・民間企業の事業について、事業者に対してのみならならず被告国及び地方公共団体に対してまで責務を課すことの正当性と事業者の責任」（16～17頁）において詳述しているとおりである。

③現に、JCO事故の際に、茨城県における災害救助に要した費用は、後に事業者から全額補償されたため、既に国から茨城県へ交付していた災害救助費負担金は国庫へ返納されているのである（平成20年6月厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・援護対策室作成「災害救助事務取扱要領」・甲ニ109）

（2）反論②（要旨：反論①に沿う裁判例としての東京地裁判決）

①同判決の事例は、「マンション内で生じる居住者間のトラブル」への対応であって、理事長の当然の職務の範囲内の事柄であり、かつ、その職務の質的、量的な程度が、あえて加害居住者に損害賠償を求めるに至らない「受忍すべき」程度のものと評価できるものであったということである

②本件事故対応は、町長としての職務ではあっても、「町内の住民間のトラブル」とは全くことなり、原賠法上、事業者である被告東電が、故意・過失の有無にかかわらず全面的に賠償責任を負うべき事例であって、町長の職務であることを理由に「受忍すべきもの」であるなどとしてその責任が免責されるわけがないことは、上記アにおいて詳述したとおりであり、反論の理由となりえない事例判決であって失当である。

（3）反論③（要旨：原告の町長としての損害額の算定が不明）

・町長としての損害額の算定根拠は、原告第18準備書面12頁において具体的に示しているとおりである。

5 求釈明の内容及びそれに対する原告の主張について
(本準備書面において、述べているとおりである。)

第2 損害B(被ばくに関する損害)について

1 郷地診断書の症状について

反論(要旨:被ばく起因性の記載なし)が失当であることは、次のとおりである。

①この診断書は、症状の発生事実を意味するものであって、事実的因果関係の主張立証は、津田教授の疫学的調査結果等に依っている。

②しかるに、被告東電は、原告第20準備書面第2章第3～第5において主張した津田教授の疫学的調査結果等については、反論を回避しており、事実上、これを認めたものと解すべきである。

2 自覚症状について

反論(要旨:診断書なし・発症の証明なし・被ばく起因性なし)が失当であることは、次のとおりである。

①発症の客観的証拠は、原告第20準備書面第2章第1・22～28頁においてのべたとおり、原告の身体状況及び後述する鼻血の痕跡という客観的事実であり、診断書は不要である。

②郷地意見書は、原告の被ばく状況や自覚状況等を適切に踏まえて、かかる被ばく状況下における鼻血発生の機序を具体的、かつ、詳細に科学的根拠を示して説明したものであり、原告の鼻血発症と被ばくとの事実的因果関係を裏付ける有力な科学的根拠である。

③また、津田教授も、原告の鼻血について、郷地医師同様に、上述の疫学調査結果及び原告が双葉町に比較的長くとどまっていて被ばく量も多かった状況にあること等を適切に踏まえて、原告の鼻血が被ばくによるものであると評価できるとしていることは、原告第20準

備書面第2章第3の5（3）イ及びウ・40頁において述べているとおりである。

3 被ばく不安について

反論（要旨：被侵害利益がなく、かつ、被ばくの程度・不安の具体的な内容が不明）が失当であることは、次のとおりである。

①原告の人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」が侵害されていることは、既述のとおりである。

②被ばくの程度については、原告の「被ばくしない（させられない）権利」が1mSv/y超の被ばくをさせられたことによって侵害されたことが決定的に重要であって、それ以上の被ばくの多寡は原理的に因果関係を否定する理由にはならない。

③被ばく不安の具体的な内容について、被ばくによる晩発性障害として多様、かつ、重篤な健康傷害の発生可能性が科学的に証明されていることは、原告第10準備書面第3・9頁以下、原告第20準備書面第1章第3・11頁以下及び同第2章第2・28頁以下において詳述しているとおりである。

4 損害額の算定について

反論（要旨：損害の発生が認められない。）は、損害の算定そのものではなく、その前提としての損害の発生自体を否定するものであつて、その前提において失当である。

5 補充主張

（1）原告の鼻血発症の事実について

原告の長期・継続的に発症し続けている鼻血の現物が保管されており、（2022年2月8日付け原告陳述書・甲ニ111）、明らかである。

（2）原告が主張する鼻血を含めた健康傷害と被ばくとの因果関係について

ア 因果関係については、既に原告第20準備書面における主張立証により、十二分に明らかになっていることは、次のとおりである。

①因果関係は、原理的に、疫学的方法によってしか明らかにできないこと（第1章第2の1及び2・5～6頁）

②公害病に係る津地裁四日市支部判決、富山地裁判決等も疫学的方法による立証方法を認めていること（第1章第1の3（2）・4～5頁）

③原告の主張する鼻血を含めた健康障害について十分な疫学的根拠（例えばオッズ比2以上）が存在していること（第2章第3及び第4・35～46頁）

④原告の主張する鼻血を含めた健康障害の発生のメカニズムについても、十分に解明されていること

⑤被ばく以外の要因は、被ばくとの因果関係を否定する根拠とはなりえないことは次のとおりである。

・被ばく量の多寡は原理的に因果関係を否定する要因とはなり得ないこと（原告第2章第5の1・46～48頁）

・本件事故前からの持病及び生活習慣（喫煙、飲酒、偏食等）について、原告が特段の要因となる持病や生活習慣は有していないこと（同第5の3・48頁）

イ 被告らの反論によつては、原告の健康傷害と被ばくとの因果関係を否定し得ないことについて

その理由は、次のとおりである。

①被告東電の反論は、いずれも単に原告の主張を否定するだけであつて、積極的に否定する証拠を提出して主張しているわけではない。

②しかも、因果関係を認定する上で決定的な証拠である上述の津田教授等による疫学調査の結果及び評価については、被告東電は何ら

反論せず、事実上、認めていると解されるのである。

③そもそも被ばくとの因果関係については、原理的に、原告が被ばくした事実を証明した場合には、被ばくにより原告の健康障害が発生し得ないことの反証が成立しない限り因果関係は認められると解すべきである。

④少なくとも、原爆症認定基準と同様に「オッズ比 1.1 1（原因確率 10%）以上」で足りると解するのが条理にかなうことについては、第 2 章第 4 の 1（2）・42 頁において述べているとおりである。

第 3 損害 C（人生破壊に関する損害）について

1 一次的被害

（1）反論（その 1）・・自治体破壊の具体的な内容

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

（ア）反論①（要旨：自治体破壊の具体的な内容が明確ではない。）について

・自治体破壊の具体的な内容は、双葉町が、被告東電によって惹起させられた原子力災害により放出された放射性物質に高濃度に汚染されて、長期間に亘り、住民が住めない町（廃墟）とされたことであることを、既に繰り返し詳述しているところである。

（イ）反論②及び反論③（要旨：自治体において享受していた利益の具体的な内容が不明）

①まず、原告第 16 準備書面第 2 の 3 において全般的主張をした上で、原告第 18 準備書面第 4 章第 1 の 2 において、次の項目の具体的な内容を明らかにしている。

・生活環境の破壊・・自治体において享受していた人格形成上の有形・無形の利益（町の行事、趣味等社会活動の形成・参加等）

・就労の場の破壊

②更に、原告第19準備書面第3章において、原告提起に係る破壊された双葉町に帰還できるまでの間の「仮の町」構想の具体的な内容及びその構想自体が双葉町において享受していた利益の具体的な内容を明らかにしていることを、詳述しているところである。

(ウ) 反論④(要旨: 損害の法的評価が不明)について

原告第16準備書面第2の3・10~11頁において、次の項目について明らかにしているとおりである。

- ・「(1) 「人生破壊」の意味及び被侵害権利」
- ・「(2) 原告の「人生破壊」に関する損害の内容」

(エ) 反論⑤(要旨: 避難指示の一部解除)について

避難指示の一部解除というが、それは「被ばくしない(させられない)権利」(1mSv/yの権利性)を違法に否定する20mSv/y目安による解除であり、同権利が侵害されている状況には変わりはない。

(2) 反論(その2)・・本件地震・津波の影響

反論の要旨は、本件地震・本件津波による影響が除外されていないとするものであるが、それが失当であることは、次のとおりである。

・「自治体の破壊」は、被告東電により惹起させられた原子力災害により放出された大量の放射性物質による高濃度の汚染により双葉町が「住めない町」とされたことが原因であり、津波、地震による財物の損害とは関係がないのである。

(3) 反論(その3)・・本件事故による原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る損害額についての主張立証が不十分であること

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりであります

る。

①反論①（要旨：損害額の算定方法が不明）について

損害の内容が上記のとおり「自治体において享受していた人格形成上の有形・無形の利益（町の行事、趣味等社会活動の形成・参加等）」であり、かつ、かかる利益は、本件事件前までに、地域の人々により膨大な費用をかけて形成、蓄積されてきた豊かな有形・無形の基盤の上で得られていたものであるから、損失額は、かかる有形・無形の基盤が有する価値も斟酌して計算されるべきであって、「500万円を下らない」ことは当然のことである。

②反論②（要旨：損害の具体的事實が不明）について

損害の具体的事實を示していることは、上記反論（その1）において述べているとおりである。

（4）反論（その4）・・就労の場の喪失による逸失利益についての主張立証が不十分であること

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

①反論①（要旨：会社経営の機会が喪失したとはいえない。）について

・双葉町内における会社事業が破壊されている以上、双葉町内における会社経営の「機会」の前提が存在しないのであり、前提において失当である。

②反論②（要旨：津波、地震に起因する損害）について

・津波、地震だけでは自治体は破壊されないことは、既述のとおりである。

③反論③（要旨：町長失職は本件事故によるものとは言えない。）について

・原告は、町長失職の原因を問題としているのではなく、自治

体の破壊による就労の機会の喪失を主張し、その算定において、町長時代の報酬額を用いているに過ぎない。

2 二次的被害

(1) 反論（その1）・・本件事故により双葉町町長として長時間の執務を強いられたことによる精神的損害が発生したといえないこと

反論の要旨は次のとおりであるが、いずれも上述した反論の繰り返しであり、失当である。

- ・反論①の要旨：長時間執務の内容が不明
- ・反論②の要旨：町長としての職務は町長として当然すべき職務
- ・反論③の要旨：実質的重複した損害

(2) 反論（その2）・・本件事故により人間関係の深刻な破壊による精神的損害が発生したといえないこと

ア 反論の内容

反論の要旨は次のとおりであるが、いずれも既に行った反論の繰り返しであり、それが失当であることは既述のとおりである。

・反論①の要旨：人間関係の深刻な破壊による精神的損害の具体的内容が不明

- ・反論②の要旨：本件事故に起因することが不明
- ・反論③の要旨：放射線に起因することを否定

(3) 反論（その3）・・本件事故により原告の町長職失職による精神的損害が発生したといえないこと

反論（要旨：原告の町長失職は双葉町議会において不信任決議案が可決されたことにあり、本件事故の放射線の作用によるものではない。）が失当であることは、次のとおりである。

①不信任案議決の理由及び本件原子力災害に係る被告国の違法な対応が原因であることは、原告第15準備書面（その3）（第6章第

4 の 3・3 7 ~ 4 7 頁) 及び原告第 1 8 準備書面(第 4 章第 1 の 3 (2) イ (ア) ・ 1 8 頁) で詳述しているとおりである。

②また、被告国のかかる違法な対応が、被告東電が惹起した原子力災害について、被告東電を庇護してその責任を免れさせるために実施されたものであるから、被告東電に関しても相当因果関係があることは明らかである。

(4) 反論 (その 4) ・・本件事故により町政改革に懸けた志の破壊による精神的損害が発生したとはいえないこと

反論は、法律上保護された利益が侵害されたとはいえないとするが、が、失当であることは、次のとおりである。

・被侵害利益については、原告第 1 6 準備書面第 2 の 3 の「(1) 「人生破壊」の意味及び被侵害権利」において詳述しているとおりである。

(5) 反論 (その 5) ・・町長職失職等(二次的被害)に係る損害額については理由がないこと

反論は、原告の請求は理由がないとして、町長失職と本件事故との因果関係を否定するものであるが、因果関係があることは既述のとおりであり、失当である。

3 三次的被害・・訴訟提起

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

(1) 反論①(要旨:訴訟提起は被告東電に強制されたものではない。)について

・そもそも憲法 3 2 条は何人に対し裁判を受ける権利を保障しているのであって、原告の訴訟提起が被告東電により強制されたものであるかどうかということは、原告の主張する三次的損害とは関係がない事柄であり、失当である。

(2) 反論②（要旨：被告東電は直接請求手続きを設けている。）について

上記反論①と同様に失当な反論である。

(3) 反論③（要旨：民事訴訟における訴訟費用は各自が負担）について

①民事訴訟法 61条は、「訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする」と定めているが、そこでの「訴訟費用」についても敗訴者の負担とされているのであって、「各自」の負担とはされていない。

②原告が三次的損害とし請求している裁判手続き外の費用は、上記の「訴訟費用」に含まれておらず、かつ、これを「各自」の負担に制限する法的根拠も存在していないのであるから、当然に被告らに請求できることは明らかである。

4 求釈明の内容及びこれに対する原告の主張について

（本準備書面において述べているとおりである。）

第5 損害D（財物に関する損害）について

1 建物について

（1）損害の発生について

反論（要旨：損害とは、本件事故がなかったと仮定した場合の状態と事故があったために生じている状態との差であるところ、かかる損害の発生についての主張立証を欠いている。）が失当であることは、次のとおりである。

①原告第19準備書面第4章第2・36～37頁において詳述しているとおり、本件原子力災害の特殊・甚大性（被告東電により惹起させられた本件原子力災による放出された放射性物質により双葉町が高濃度に汚染されたことにより長期間、帰還ができない状況化）に鑑

みれば、単なる売買取引による差額説ではなく、「住居再取得費用＝解体＋改築費用」とすべきであることは当然である（甲ニ84・潮見佳男京都大学教著「福島原発賠償の研究」）。

②現に、被告東電も、「住居確保に係る費用」の賠償として、同様の項目の費用を支払うとしているのである（甲ニ112、甲ニ113）。

（2）損害額について

①反論①（要旨：差額説）が失当であることは、上述したとおりである。

②反論2（要旨：財産的損害の評価額の増額事由として行為態様の悪質性を問題とすること自体が失当）は、被告東電の責任否定を前提とするものであって、その前提において失当である。

2 土地について

（1）損害の発生について

反論の内容及びそれが失当であることの要旨は、次のとおりである。

①反論①（要旨：共有土地の所有権の立証がない。）について
・反論が指摘する土地についての登記簿謄本の記載も、上記名寄帳記載のとおりである（甲ニ114の1～32）

②反論②及び反論③（要旨：事故前の交換価値と事故後の交換価値との差額が不明）について

・事故前の原告の土地の交換価値については、既に、原告第22準備書面（その2）第3・2～3頁において、主張立証しているところである。

・また、本件事故後の交換価値については、既に、上記①と同様に原告第22準備書面（その2）第3・2～3頁において、事故前の交換価値の90%相当額が失われた（効用滅却された）ものである

として、主張立証しているとおりである。

③反論③（要旨：損害が発生したとはいえない。）について

・原告の全ての損害の発生原因は、被告東電が、原子力災害を惹起させて双葉町を放射性物質により高濃度の汚染状況に陥らせ、長期間に亘り住めない町としたことを原因とするものであることは、既に、各損害項目ごとに、繰り返し主張立証しているところである。

④反論④（要旨：交換価値の賠償を得た場合には、逸失利益の賠償は発生しない。）について

・効用滅却と逸失利益との関係についての反論が失当であることは、後述のとおりである。

⑤反論⑤（要旨：中間貯蔵施設内の土地であることが不明）について

・原告の中間貯蔵施設内に存在する土地については、甲ニ53の1及び同53の2並びに原告第19準備書面第1章第5の2（1）イ・において引用する甲ニ63の1及び同63の2において、明確に図示して立証済みである。

⑥反論⑥（要旨：中間貯蔵施設内の土地については環境省による用地買収等が行われている。）について

・原告は、双葉町に帰還し得る状況が実現すれば帰還する意図であり、当然のことながら、環境省による中間貯蔵施設区域内の土地の売却要請を拒否している。

（2）損害額について（その1）・・本件土地の効用滅失による損害反論の要旨は次のとおりであり、いずれも失当であることは、既に述べているとおりである。

①反論①の要旨：差額説によるべきである。

②反論②の要旨：差額が不明である。

(3) 損害額について（その2）・・本件土地の逸失利益としての損害

反論の内容及びそれが反論が失当であることの要旨は、次のとおりである。

(ア) 反論①及び反論②（要旨：逸失利益は、平成21年度よりも利益の少ない平成22年度によるべき）について

平成21年度の収入によるべきことは、本準備書面において述べているとおりである。

(イ) 反論③・④（要旨：財物損害の賠償を受けることにより、以後の逸失利益は発生しなくなる。）について

①原告は、祖先伝来の土地を所持し続けることを前提として賠償を求めているのであって、所有権を喪失させる賠償には応じていない。

②また、被告東電自身が、現に、財物賠償をしつつ、天然果実である農業収入についても営業補償をしてきているのである（甲ニ115、甲ニ116）。

3 求釈明の内容及びこれに対する原告の主張について

（本準備書面において述べているとおりである）